

物件等調達

仕様書

高速鉄道部高速車両課

件 名	烏丸線 10 系車両側開戸戸当りゴム交換業務委託
履 行 場 所 等	竹田車両基地
契 約 期 間	契約締結日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
支 払 方 法	本契約には、下記のうち●印が付された事項を適用する。 (●) 支払方法は、発注者の完了検査合格後の一括払いとする。 () 支払方法は、発注者の完了検査合格後、検査合格数量分に相当する金額の部分払いとする。 () 支払方法は、[] ごとの出来高精算払いとし、支払金額に端数が生じたときは、初回支払時に端数分を支払う。 () 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものである。発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。受注者は、この規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。 () その他（自由記述）

(適用)

第1条 本仕様書は、烏丸線10系車両側開戸戸当りゴム交換業務(以下「本業務」という。)に適用する。

(当事者)

第2条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人をいう。

(業務範囲)

第3条 本業務の範囲及び内容は、別紙1、2のとおりとする。

(業務上の注意)

第4条 受注者は、本業務に当たり細部に至るまで入念、丁寧に行うものとする。

2 本業務の実施上必要と認められるものについては、受注者の責任において行うものとし、動作及び機能上に支障をきたさないものとする。

(関係法規の適用)

第5条 受注者は、本業務に関して原則として、JIS規格、京都市交通局契約規程、労働安全衛生法、京都市高速鉄道車両実施基準をはじめ、関係法規等を遵守すること。

(変更)

第6条 契約後においても、発注者が必要と認めた場合は、協議のうえ、軽微な変更を行うことができるものとする。

(打合せ)

第7条 受注者は、本業務に当たり、あらかじめ発注者と十分な打合せを行うものとする。また、打合せ事項について発注者の要請に応じて別途指示する書式の議事録を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(書類の提出)

第8条 受注者は、発注者の指定する様式で期日内に次の書類を発注者に提出すること。ただし、発注者が提出の必要がないと認めた書類については省略する場合がある。

- (1) 作業責任者届…………… 1 部
- (2) 工程表…………… 1 部
- (3) 再委託承諾申請書（必要に応じて）…………… 1 部
- (4) 作業報告書（施工前後の写真含む）…………… 2 部
- (5) その他発注者の指示する書類…………… 指定部数

（廃棄物の処分）

第9条 本業務において発生した廃棄物の処分については、すべて受注者の責任において行うものとする。また、その処理に当たり法令等の規制を受けるものについては、処理業者名等を発注者に報告するものとする。

（完了検査）

第10条 受注者は、発注者が指定する項目及び場所において、発注者の立会いの下に完了検査を行い、これに合格すること。ただし、発注者が認めたものに限り、受注者の試験成績書又は検査成績書により、合格を与えることがある。

なお、試験及び検査に必要な資材及び設備等の提供並びにこれらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

（保証及び保証期間）

第11条 本業務の保証期間は、検査合格後1年とし、この期間に生じた不具合は、受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で補修を行うものとする。ただし、発注者に責任のあるときは、この限りでない。

（材 料）

第12条 受注者は、本業務に要する材料、消耗品等を調達すること。

（作業責任者等）

第13条 受注者は、本業務に当たり作業責任者を定め、作業時間中は常駐させること。

2 作業責任者は、鉄道の設計、製造又は保守業務に通算3年以上の従事経験を有する者で、本業務に必要な鉄道車両の構造及び知識を持ち、作業監理、作業者への技術的指導が行える者とする。

3 作業責任者は、本業務に関する一切の業務を掌握し、発注者と密接な連絡を保ち作業者の安全を確保し、災害その他事故防止に努めること。

4 作業責任者は、次の作業を行うとともに責任を負うものとする。

(1) 発注者よりの貸与施設及び設備機器の管理

(2) 作業場所周囲の安全確認

(3) 発注者からの指示事項に対する対応及び作業者の指導

5 作業責任者に変更があった場合はその都度、届出を行うものとする。

6 受注者の作業者が本業務を行うに十分な能力及び資質を有していないと発注者が判断する場合、受注者は該当の作業者を本業務に配置することはできないものとする。

業務範囲及び業務内容

1 業務範囲

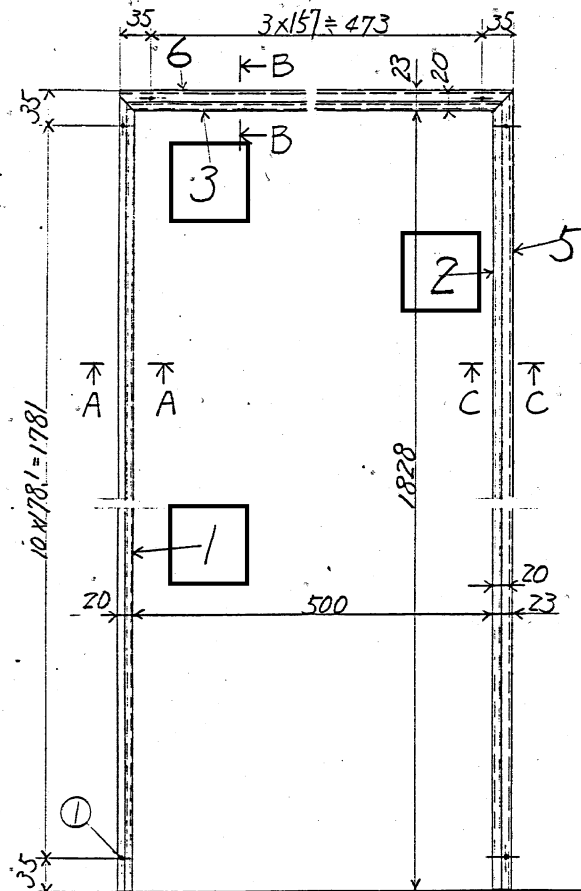
烏丸線 10 系車両側開戸戸当りゴム交換 1 式
(第 17 編成 1117 号車 1 側)

2 業務内容

- (1) 側開戸の取り外し
- (2) 戸当りゴムの交換 (別紙 2 照合 1、2、3)
※シール施工を含む
- (3) 側開戸の復旧
- (4) 水掛試験

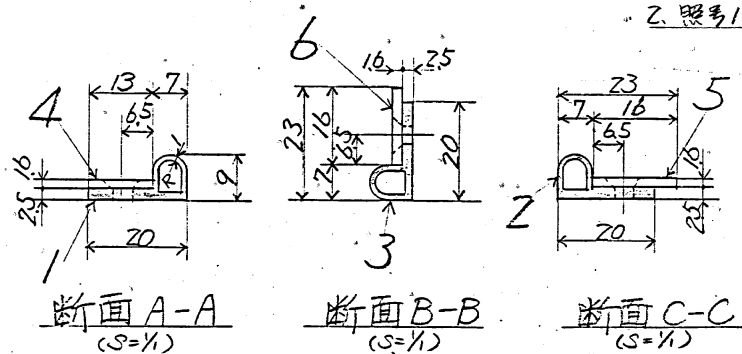
3 その他

- (1) 交換用の戸当りゴムは、発注者から受注者に支給するものとする。
- (2) 水掛試験においては浸水の無いこと。なお、水掛試験に必要な資材及び設備等の提供並びにこれらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。



B	A	訂正	部署	照号	名称	類別コード	図面番号	材料	1分重量		記事	素材寸法	改訂 記号
									実数	単計			
/	/		RW	1	戸当り工ム		G156	サソリ F-25	0.14		尺28号	2-077A7-6 2=1855	
/	/		RW	2	"		"	"	0.04		"	2=525	
/	/		RW	3	戸当り工ム		"	サソリ F-25	0.14		尺28号	2-077A7-6 2=1855	
R	L		DW	4	押工金			AS205P -H14	0.10		1.6X13X1080		
R	L		DW	5	"			"	0.04		"	1.6X16X595	
R	L		DW	6	押工金			AS205P -H14	0.12		1.6 AMS9	1.6X16X1080	
Z6	Z6		GW	1	④ササネ H4X12			SUS304	0-			J	

注意 1. 本図はA作業と2. 国交うB作業とスル
2. 照号1~3)がム仕様う下記ニ示ス。



照 号 1 2 3	抗張力	老化前	100 kg/cm ² 以上
		後	75 " "
	伸 匕	前	300 % 以上
		後	250 " "

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

件 名

烏丸線10系車両側開戸戸当りゴム交換

令和 6 年度

設計書

第 号		設 計	令和 7 年 1 2 月 1 5 日		履行期間	自令和 年 月 日 至令和 8 年 3 月 3 1 日	
科 目							
款	43 高 速 鉄 道 用	項	05 営 業 費 用	目	55 車 両 保 存 費	節	18 車 両 修 繕 費

(委託業務等名) 烏丸線10系側開戸戸当りゴム交換業務委託

(履行場所) 京都市伏見区竹田西段川原町18

(設計金額) 円

(内 訳)

委 託 費 円

消費税及び地方消費税相当額 円

四

四



京都市交通局

概 要

本業務は、烏丸線の１０系車両（第１７編成１１１７号車）において、破損している側開戸戸当りゴムの交換を実施するものである。

委託費内訳表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
I	直 接	業 務 費		式	1			第1号表のとおり
II	現 場	管 理 費		式	1			
III	一 般	管 理 費		式	1			
		委 託 費						
		消費税及び地方消費税相当額						
		委 託 料						

京都市交通局

[illegible]

内 訳 表

第1号表

号 表	工 種	単 位	単 価	内 訳							
				細 目	品 種	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 円	金 額 円	摘 要
I	直接業務費	式									
				材料費							
					1液型RTVゴム	灰	本	3			
					金属用プライマー材	250ml	缶	3			
					ウエス	2色メリヤス	kg	8			
					消耗品、雑品		式	1			
					計						
				労務費							
					現場監督、指導、検査		式	1			
					補修業務		式	1			
					計						
				直接業務費合計							

京 都 市 交 通 局